

建築物や内装の意匠権の現状

主催：（一社）愛媛県建築士事務所協会
後援： INPIT 愛媛県知財総合支援窓口

受講対象者

建築士、建築士事務所の開設者、
その他建築関係者など

CPD 3 単位(予定)

定員50名 (先着順)

講師：松井 宏記 氏
レクシア特許法律事務所
代表パートナー 弁理士
関西学院大学文学部卒業
1998年弁理士試験合格
日本弁理士会意匠委員会委員



2020年4月1日建築物・内装を保護対象に加えた2019年改正意匠法が施行されました。改正された意匠登録制度は建築物・内装のデザイン領域でも「知的財産」の1つとして価値を認めました。権利者に独占的かつ排他的な利用権を認める仕組みで、創作者や、創作者から権利譲渡を受けた者は、事前に模倣抑止の一手を打つことができるようになりました。これから意匠登録出願に取り組む建築設計者や、事業企画者の会員に向け、改めて制度の概要や社会的な位置付けを再確認してもらうために研修会を開催したいと思います。

開催日時

11月10日(金) 13:30~16:00

開催会場：松山建設会館 2階会議室（松山市三番町四丁目4-7）

受講料

会員 … 2,000円 (税込) ※愛媛県建築士会会員とも

非会員 … 5,000円 (税込)

セミナー受講 申込書 **〆切11月7日(火)**

氏名		CPD又は 建築士番号	
勤務先	名称		
	所在地		
	電話		※FAX

< 受付番号 >

受講料 振込先口座（一社）愛媛県建築士事務所協会
伊予銀行 松山市役所支店 普通 1201347
※受講料入金後、申込書類を下記宛にご返信ください

・納付された受講料は、当協会の不備により受講できなかった場合を除いて返還いたしません。

< 申込・問い合わせ先 > 一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会事務局
〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

TEL 089-945-5200 FAX 089-945-5318

E-MAIL : info@ehimekai.com